

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
森町	天竜川下流用水一宮	平成29年12月26日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

(ha)

項目	地区全体	うちパイプライン 受益水田
①地区内の耕地面積	99.04	85.70
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	83.21	81.83
③地区内における <u>70</u> 才以上の農業者の耕作面積の合計	26.99	26.36
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.58	24.39
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.02	0.02
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		2.00
(備考) ④の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積については、今後拡大意向のある農家のうち、具体的な数値として回答があったもののみを計上しています。		

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は約24haあり、5年後には約43haとなる。今後、地域の小規模農業者の育成や、受け手となる人材の掘り起こしが必要となってくる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
農地中間管理機構を通じて貸し出される農地は、中心経営体による利用調整を行い、耕作地の集約を図る。

耕作地の分散解消や集約のため、利用権の交換をしようとする人は、原則として農地中間管理事業を活用するものとし、その利用調整は一宮地区農業推進委員会によるものとする。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和元年度)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営意向	農業を営む範囲
認農	A	水稲、レタス、スイートコーン	2.94 ha	水稲、レタス、スイートコーン	維持	一宮
認農	B	水稲、レタス、スイートコーン	1.87 ha	水稲、レタス、スイートコーン	維持	一宮
認農	C	水稲、レタス、スイートコーン	3.21 ha	水稲、レタス、スイートコーン	維持・拡大	一宮
認農	D	水稲、レタス	6.92 ha	水稲、レタス	維持	一宮
認農	E	水稲、レタス、スイートコーン	2.86 ha	水稲、レタス、スイートコーン	維持	一宮
認農	F	水稲、作業受託、麦、大豆	16.78 ha	水稲、作業受託、麦、大豆	維持	一宮
認農	G	水稲	11.97 ha	水稲	維持	一宮
認農法	H	水稲、レタス、スイートコーン	12.56 ha	水稲、レタス、スイートコーン	拡大	園田・一宮
認農	I	水稲、作業受託	8.85 ha	水稲、作業受託	維持	睦実・一宮
認農	J	水稲	1.17 ha	水稲	拡大	飯田・一宮
認農	K	水稲、飼料用米、作業受託	2.20 ha	水稲、飼料用米、作業受託	維持	一宮
認農	L	水稲、レタス	1.27 ha	水稲、レタス	拡大	森・一宮
認農	M	水稲	0.99 ha	水稲	拡大	一宮
計	13人		73.59 ha			

注1:現状の経営面積は、一宮地区のパイプライン水田での経営面積です。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年の意向を記載しています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p><農地の貸付け等の意向> 農地所有者や中心経営体以外の耕作者に対し、定期的に貸付け意向調査を行う。</p>
<p><農地中間管理機構の活用方針> 中心経営体への農地貸借は、原則として農地中間管理事業を利用する。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理事業の機能を活用し、新たな中心経営体への斡旋を進める。</p>
<p><基盤整備への取組方針> パイプライン受益の水田においては、県営経営体育成基盤整備事業による用水施設更新と暗渠排水整備を行い、用水の安定供給と水田汎用化を図る。</p>
<p><作物の導入方針> 米、麦のほか、暗渠による乾田化を活かしたレタスやトウモロコシ等の高収益作物の生産に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向

	農地の所在	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	一宮字高山			1,912
2	一宮字九反田			5,666
3	一宮字林	5,218		
4				
5				
6				
	計	5,218		7,578